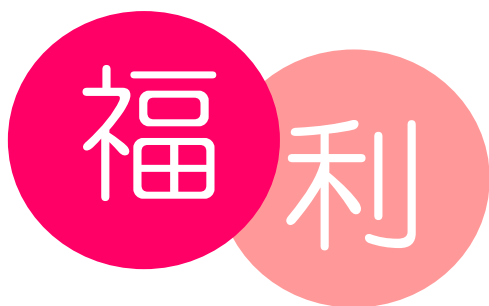




ひろしま

目次

Contents.



<共済組合>

- 人事異動等に伴う手続における提出書類等 2.3
- 源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を！ 4
- 被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？ 5
- 住所や氏名を変更したら届出をしよう！ 6
- 令和8年度生活習慣病予防健診（人間ドック）について 7
- 退職後の健診について 8
- ”心のコップ点検”のススメ（公立学校共済組合中国中央病院） . . 9.10
- メンタルヘルスケアに努めましょう 11

<互助組合>

- 県互助組合への加入手続について 12
- 退職時の手続～退職後、再任用される方も退会手续が必要です！ . . 13.14
- 退職医療制度に加入しませんか 15.16

公立学校共済組合広島支部

/ 一般財団法人 広島県教育職員互助組合

〒730-8514 広島市中区基町9番42号 広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課

共済組合ホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/>



互助組合ホームページ

<https://www.gojo.or.jp/>



年5回ホームページに掲載 7月・9月・11月・1月・3月

特集号 4月冊子発行 ホームページにも掲載

貸付償還金関係

○：必ず提出 △：該当する場合は提出

問 合 せ 先		共 済 組 合							互助組合	
		経理貸付係 (082) 513-4955							(082) 228-1386	
異 動 区 分	提出書類等	§ 18-050	§ 18-001～007～	§ 18-025	§ 18-028～	§ 18-032～	－	－	－	
		貸付金残高証明願	貸付申込書	貸付借用証書	貸付事業における個人情報に関する同意書	借入状況等申告書	直近（最新）の給料明細書等の写し	転入前共済組合発行の貸付金残高証明書		
新 規	一般組合員 （正規職員）	－							－	
	一般組合員 （任期付職員フル・再任用職員フル）	－							－	
	一般組合員 （会計年度フル 13 月目以降）	－							－	
	短期組合員 （臨時的任用職員）	－							－	
	短期組合員 （その他非常勤の職員）	－							－	
継 続	任用更新等 （継続手続きが不要な者を除く）	－							－	
転 入	他支部（県外の都道府県の公立学校等）から引き続き	当支部に電話連絡（当支部で引き続き償還）							－	
	他の公務員共済組合（知事部局・市町教委等）から引き続き	－	△ 注 1						△ ㊦ 1	
県内異動（異動後の所属所から提出）	常勤の県費負担職員が異動する場合及び広島市費職員が教育委員会人事・給与等システム対象所属所間で異動する場合		手 続 不 要							手続不要 ㊦ 2
	県費負担	1 市町費職員から異動								手続不要 ㊦ 2
		2 所属所（主たる任用の所属所）の異動【常勤を除く。】								手続不要 ㊦ 2
	市 町 費 等	1 県費負担職員から異動								手続不要 ㊦ 2 又は ㊦ 3
		2 広島市費⇔他の市町費等								手続不要 ㊦ 2 又は ㊦ 3
		3 広島市費で小中特⇔市高等								手続不要 ㊦ 2 又は ㊦ 3
4 同一市町内の所属所の異動 （2 以外の「市町費等⇔他の市町費等」を含む。） （県立大学のキャンパス間異動含む。）		手続不要 ㊦ 2 又は ㊦ 3								
転 出	引き続き他支部（県外の公立学校等）へ		当支部に電話連絡（他支部で引き続き償還）							全額返済
	引き続き他の公務員共済組合（知事部局・市町教委等）へ		○ 注 2							△ ㊦ 1
退 職	退職等		手続不要 注 3							全額返済 ㊦ 4

【共済組合】

- 注1 転入前の共済組合からの借入金を返済するために、当共済組合で貸付けを受ける場合のみ提出
- ◆申込締切日 … 貸付決定月の5日（県の休日の場合は、その翌日）必着
 - ◆貸付限度額 … 転入前の共済組合の貸付金残高の範囲内、かつ、当共済組合の定める最高限度額の範囲内
 - ◆貸付金の単位 … 1円単位
 - ◆貸付金の振込 … 貸付決定月の22日（県の休日の場合は、その翌日）に本人の口座に振り込む。転入前の共済組合への返済は、組合員自身が行う。
- 注2 未償還元利金は、原則全額一括返済となる。当共済組合からの通知で指定する口座に振り込むことにより、即やかに返済する。
- ただし、転出先共済組合との協定により、転出後も引き続き償還が可能な場合は、当共済組合から通知する。
- 注3 未償還元利金は、退職手当から控除する（退職手当から全額控除できない場合は、不足分を、当共済組合からの通知で指定する口座に振り込む。）。

【互助組合】

- ㊦1 転入前又は転出先の互助組合との協定により、引き続き給与から償還が可能な場合がある。
- ㊦2 異動から数か月間は、互助組合が指定する口座へ振り込む必要がある場合がある。
- ㊦3 当互助組合に加入できない市町費の職員になる場合は、転出扱いとなり、未償還元利金は、全額振込による償還となる。
- ㊦4 未償還元利金は、退職手当から控除する（退職手当から全額控除できない場合は、不足分を指定する口座へ振り込む。ただし、一部の市町費職員は全額振込による償還となる。）

例年、「人事異動に伴う組合員資格取得等の事務処理一覧」をこの福利ひろしま3月号で掲載しているところですが、現在、事務処理の簡素化等に向けた見直しを行っているところであり、詳細が決定次第、別途通知させていただきます（令和8年3月上旬を予定しています）。

源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を！

今年1月発行の源泉徴収票や、2月から始まった確定申告書一式の控えで被扶養者や共同扶養者の収入額を確認しましょう。次の事例のような場合は、被扶養者の認定取消の手続きをしてください。

事例1 共同扶養者の収入額確認

夫婦で子を共同扶養し、組合員の被扶養者として認定している。給与収入のみである夫婦双方の源泉徴収票の支払金額を比較したところ、配偶者の支払金額の方が多かった（組合員が育児休業等の期間中である場合を除く。）。

共同扶養者がいる場合、原則として、**年間収入額の多い人の被扶養者になります。**

そのため、共同扶養者間で、必ず源泉徴収票又は確定申告書の控えを確認し、**収入額が逆転している場合は、速やかに認定又は取消の手続きを行ってください**（組合員が育児休業等の期間中である場合を除きます。）。

○共同扶養者の例

- ・被扶養者が「子」の場合 ⇒ 組合員、組合員の配偶者
- ・被扶養者が「母」の場合 ⇒ 組合員、父、兄弟など

○確認書類及び事実発生日

収入の種類	確認書類	事実発生日
給与収入のみ	源泉徴収票	2月1日
その他の収入のみ	確定申告書一式の控え	確定申告を行った日
給与収入＋その他の収入		確定申告を行った日が確認できない場合は、確定申告期間の初日

注意！ 扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外の共同扶養者に支給されているときは、共同扶養者への被扶養者の認定替えになります。収入逆転となり、扶養手当の認定替えを行った際は、併せて、共済組合の手続きを行ってください（組合員が育児休業・産前産後休暇の期間中である場合を除く。）。

事例2 被扶養者の確定申告書の収入額確認

被扶養者である配偶者には事業収入があり、確定申告後、収支内訳書を確認したところ、経費に「広告宣伝費」が計上してあった。被扶養者の認定に際し、「広告宣伝費」は必要経費として控除できないため、収入額が130万円以上となっていた。

被扶養者に事業収入や農業収入等がある場合、確定申告で総収入額から必要経費を控除して、収入額を算定しますが、**共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なり、次の表のとおりになります。**

確定申告後は、必ず収入額が収入限度額未満かどうかを確認し、**収入限度額以上となった場合は、速やかに被扶養者の取消の手続きを行ってください。**

○事実発生日：確定申告をした日

○事業収入等の必要経費

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃、荷造運賃、光熱水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、給料・賃金、外注工費、減価償却費、雑費、専従者給与等	公租・公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、貸倒金、火災保険料、借入金の支払利息、手形を割引いたときの割引料、各種引当金・準備金等

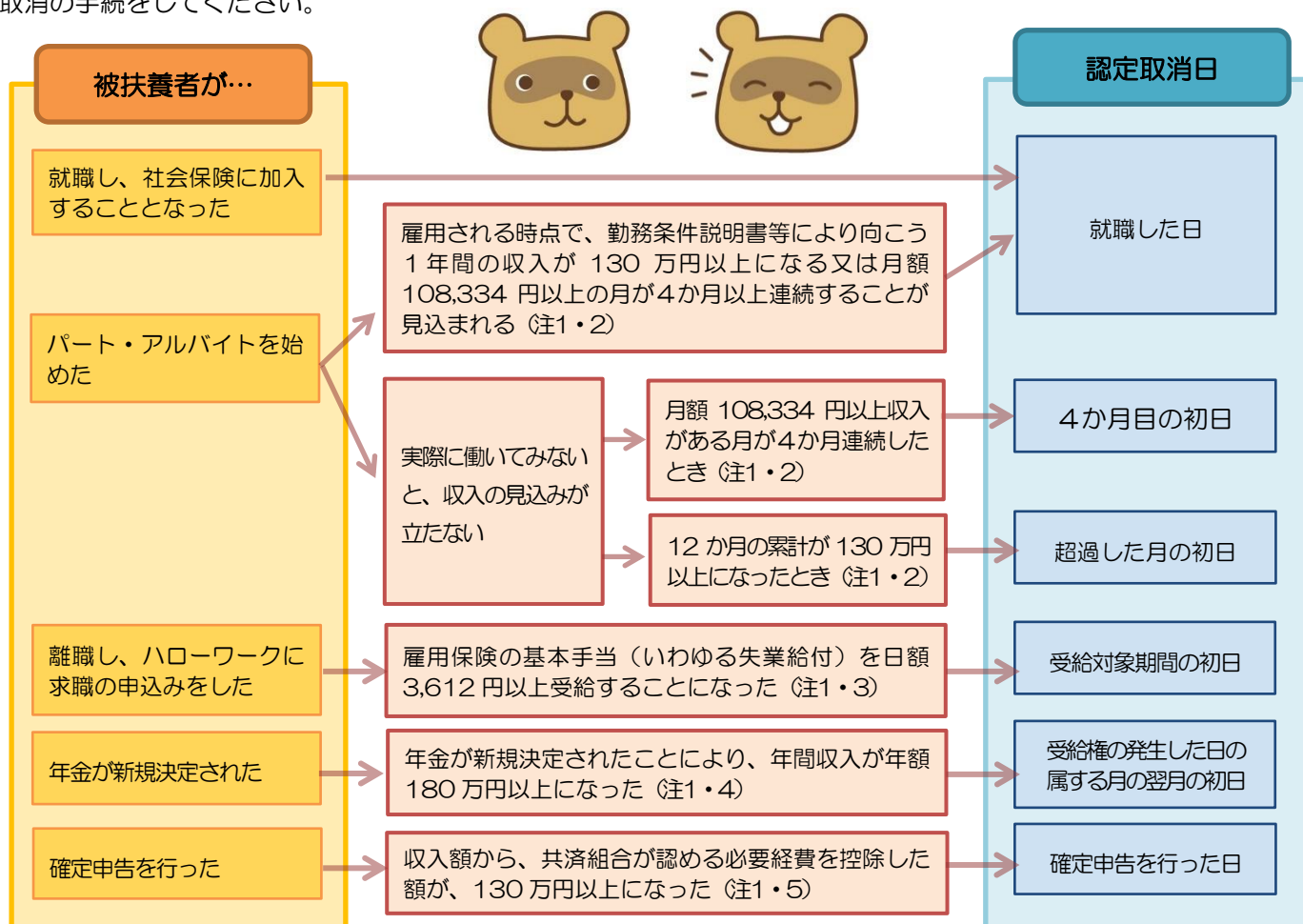


○収入限度額：年額130万円（60歳以上の者又は障害年金受給程度の障害を有する者は年額180万円）

（19歳以上23歳未満の者は150万円（組合員の配偶者を除く））

被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？

年度替わりの時期は、被扶養者の就職や退職等により、被扶養者の認定又は取消の手続が必要になる場合があります。次のフローチャートでは、よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は、速やかに認定取消の手続をしてください。



(注1) 収入限度額は、次のとおりとなります。

	右以外の人	19歳以上23歳未満の者 (組合員の配偶者を除く) (注6)	障害年金の受給要件に該当する程度の 障害を有する人及び60歳以上の人
年 額	130万円	150万円	180万円
月 額	108,334円	125,000円	150,000円
日 額	3,612円	4,167円	5,000円

(注2) 収入には、通勤手当・ボーナス等を含みます。

(注3) 失業給付の待機期間及び給付制限期間は、被扶養者として認定できる場合があります。

(注4) 年金には、企業年金や財形貯蓄、生命保険会社等の個人年金も含みます。

(注5) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なります。(P6参照)

(注6) 「19歳以上23歳未満の者」については、その年の12月31日時点の年齢で判定します。

住所や氏名を変更したら届出をしよう！

3月・4月は組合員の人事異動や、被扶養者の進学や就職による転居が多くなる時期となります。住所を変更したら、共済組合に届出をしましょう。また、氏名を変更した際にも届出をしましょう。

戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正で、戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたことに伴い、組合員や被扶養者が、市区町村から通知された「氏名の振り仮名」を変更したことにより、当支部に届出をしている「氏名振り仮名（資格情報のお知らせや資格確認書に記載されるフリガナ）」や組合員の「給付金受取口座の名義」が変更となる場合も、当支部に届出が必要です。

住所を変更したとき

- ・組合員等情報変更申告書
- ・住民票の写し
 - ※ 被扶養者の住民票上の変更がある場合のみ提出
被扶養者の居所のみの変更、組合員本人のみの変更については提出不要
- ・国民年金第3号被保険者住所変更届
 - ※ 組合員の配偶者である被扶養者（20歳以上60歳未満）で、住所を変更した場合のみ提出



氏名を変更したとき

- ・組合員等情報変更申告書
- ・資格確認書等
 - ※ 交付を受けている場合は提出
- ・資格確認書交付申請書
 - ※ マイナ保険証を利用しておらず、資格確認書の交付が必要な場合は提出
- ・国民年金第3号被保険者関係届
 - ※ 組合員の配偶者である被扶養者（20歳以上60歳未満）で、氏名を変更した場合のみ提出



令和8年度生活習慣病予防健診（人間ドック）について

令和8年度の生活習慣病予防健診（人間ドック）は、次のとおり実施予定です。

申込方法など、詳細については令和8年4月16日に所属所への通知及びHPへの掲載により案内予定です。

↓人間ドックの通知については、こちらから確認してください。

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/seikatusyukanbyo/ningendoc/index.html>



1 対象

健診種別		対象年齢（令和8年度に達する年齢とする）
人間ドック	指定年齢健診	30、35、37、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59 歳
	シニア普通ドック	50 歳以上（指定年齢健診対象年齢を除く。）
器官別検診（ドックセット型）	肺検査	43 歳以上（人間ドックを受診する組合員に限る。）
	レディース検診	全年齢（人間ドックを受診する女性組合員に限る。）

※1 学校等で勤務される場合においても、任意継続組合員の場合は対象外となります。

任意継続組合員の資格取得を予定されている場合、次ページを確認してください。

※2 申込状況により、健診機関やオプション検査を抽選で決定する場合があります。



2 よくあるお問い合わせ

Q 産休、育休の場合も、受診可能ですか？

A 産休・育休・休職・病休・派遣・組合専従等であっても、対象者であれば申込みが可能です。

Q ドックの対象年齢ではありませんが、レディース検診のみ申し込むことは可能ですか？

A ドックの対象年齢に該当しない場合、レディース検診（巡回検診型）であれば受診可能です。

申込方法など、8月から9月を目安に所属所へ通知予定です。

Q 人間ドックの対象年齢に該当する場合、必ず受診しなければなりませんか？

A 人間ドックは任意の健診となりますので、申込をしなければ決定することはありません。



3 注意事項

- ・ 受診を希望される場合は、各自で申込が必要となります。
- ・ 二次募集はありません。申込期間後は追加の申込や希望内容の変更はできませんので、注意してください。
- ・ 受診期間は令和8年6月1日から令和9年2月28日までです。受診期間を過ぎてしまうと、全額自己負担での受診となりますので、日程の変更は速やかに行ってください。

退職後の健診について

在職中は、共済組合の人間ドックや所属所の定期健康診断を受けていますが、退職後はどんな健診が受けられますか？



退職後は、再就職の有無や勤務条件などにより加入する医療保険が変わってきます。当支部の人間ドック事業（Web による申込、自己負担額の補助等）は、一般組合員及び短期組合員のみ対象の事業のため、任意継続組合員及び被扶養者の方は対象外となります。

40 歳から 74 歳までの任意継続組合員及び当支部組合員の被扶養者は、**自己負担なし**で「特定健康診査」が受診できます。特定健康診査とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、生活習慣病のリスクの有無を検査することを目的とした健診です。対象者には7月下旬に自宅住所へ「特定健康診査受診券(セット券)」を送付します。

なお、年度途中で資格を取得した方及び資格を喪失される方には自動発行しませんので、受診券を希望される場合は、健康管理係まで御連絡ください（発券には1週間から10日程要します。）。

特定健診の受診方法については、「指定の医療（健診）機関で受診」する方法と「お住まいの市町の集団健診で受診」する方法があります。受診券が届きましたら、健診機関へ事前予約をしてください。



【特定健康診査の受診機関について】

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/tokutei/tokuteikensinjusinkikan/index.html>

「特定健康診査」は
**自己負担
なし**
で受診できます。



令和8年度の受診券の
利用期限は
令和9年3月31日
です。
期限内の受診を
お願いします。

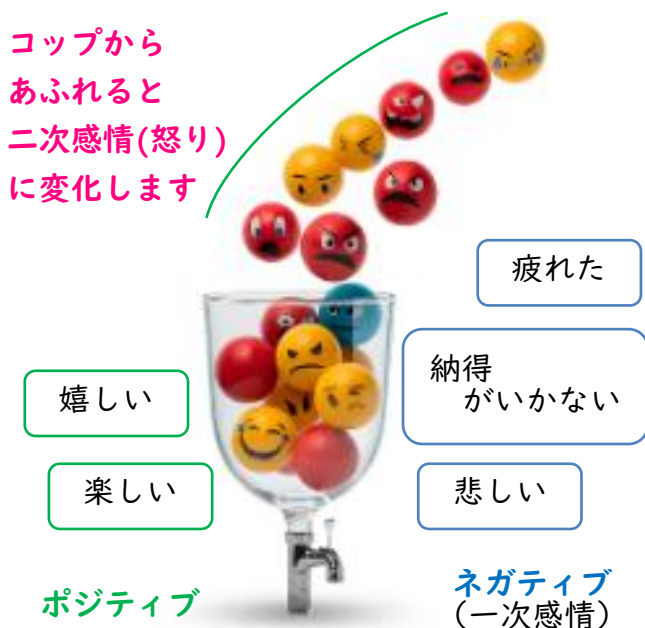
資格喪失後の利用
はできません



“心のコップ点検” のススメ

春は、出会いや別れなど変化が続くことが多く、さまざまな感情が揺れ動きやすい季節。それと同時に慌ただしい時期でもあるため、目の前の作業に追われ、日々感じたことをゆっくり振り返る余裕がないかもしれません。

人は誰でも心の中に、感情を入れておくコップのような入れ物を持っていると仮定します。生活していると、このコップの中に次々に感情が入ってきます。



「嬉しい」「楽しい」などポジティブな感情ばかりではないでしょう。

「疲れた」「納得がいかない」「悲しい」このようなネガティブな感情は「一次感情」といい、知らぬ間に溜まりやすいものです。

やがてコップがネガティブな感情でいっぱいになると、洪水のように外にあふれ出してしまいます。

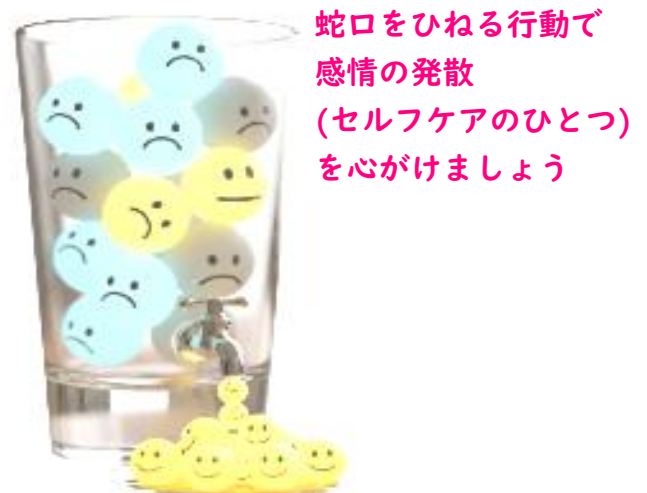
あふれた感情は「二次感情」となり「怒り」の形をとることが多いので要注意。

そうなる前に、自分に合った方法で感情をこまめに発散する必要があります。

それはちょうど、コップについている蛇口をひねって安全な形で感情を外に出すようなイメージです。

例えば、「誰かに話を聞いてもらうこと」や「運動や趣味などリフレッシュの時間を持つこと」などの方法が挙げられるでしょう。

このように「蛇口をひねる行動＝感情を発散すること」を「セルフケア*」の一つと捉えることができます。



*セルフケアとは「自分で自分をケアする・いたわること」です。

忙しい時は特に、感情を言葉にする機会が減る、リフレッシュの時間が持てないなど、感情を発散しにくい状況が起こってしまいがちではないでしょうか。

「月初め」や「毎週日曜」などタイミングを決めて定期的に“心のコップ点検”を行うことをおすすめします。



“コップ点検”のポイント

- ☐ あなたの心のコップは今、何分目まで感情が溜まっているでしょうか？あふれそうになっていませんか？
- ☐ 今、コップの中に溜まっている感情はどのような感情でしょうか？
- ☐ あなたにとって、「今」できそうな「蛇口をひねる行動（セルフケア）」はどんな方法でしょうか？

手持ちのセルフケアの種類が多ければ多いほど、感情の発散に役立ちます。
その一つとして、組合員やそのご家族にご利用いただけるメンタルヘルス相談をご紹介します。

忙しい時期だからこそ、ご自分のためだけの時間を確保し、心理療法士と一緒にまずは“心のコップ点検”をしてみませんか。

是非、お気軽にご利用ください。



メンタルヘルス相談		
公立学校共済組合中国中央病院の心理療法士(臨床心理士・公認心理師)が皆様の心の健康をサポートします。 職場での人間関係の悩みやストレス、家族に関わる心配事、自分の生き方の迷いなど、専門のカウンセラーと一緒に考える場を持たれませんか。 完全予約制で、プライバシーは厳守されます。相談者・相談内容が所属校やその他関係機関に伝わることはありません。		
対 象 者	公立学校共済組合の組合員およびその被扶養者、または家族（被扶養者以外）	
日 時	9：30～17：00（平日は祝日以外／ 土 日 相談日は病院ホームページでご確認ください）	
相談方法	対面 または 電話	予約用QRコード 
予約方法	電話 または オンライン （QRコードは右記）	
利 用 料	無料／当院までの交通費の90%相当を支給します	



公立学校共済組合 中国中央病院
メンタルヘルス室心理療法士 高延有希恵

ストレスを上手に解消して

メンタルヘルスケアに努めましょう

毎日の生活でストレスを感じることは誰にでもあります。過度なストレスはうつ病などのこころの病気の原因になります。ストレスを上手に解消して、メンタルヘルスを維持するように心がけましょう。

自分のクセや思考法を振り返ってみる

適度なストレスはやる気を高めたり、生活に張りを与えてくれたりするなどのプラス面があります。しかしストレスが過剰になると、体にもこころにも大きな負担がのしかかり、健康に悪影響をおよぼします。次のようなクセや考え方がないかをチェックして、ストレスがかからないような思考に変えることを意識しましょう。



- ✓ 「○○すべきだ」というこだわりが強い
- ✓ 他人の言葉や態度を深読みしてしまう
- ✓ なんでも自分に非がある、責任があると感じてしまう
- ✓ 少々の失敗にとらわれてクヨクヨする
- ✓ よくない出来事があると、また同じことがあるのではと不安になる

ストレスは早めに解消することが大切

ストレスがたまっていると感じたら、早めに解消するための行動を起こすことが大切です。自分に合ったやり方で、ストレスを上手にコントロールしましょう。

ゆっくりと入浴する



入浴は手軽にできるストレス解消法。ゆっくりと湯船につかりましょう。

好きなものを思い切り食べる



ときには好きなものを心置きなく食べてストレスを発散しましょう。

ストレッチや適度な運動を行う



ストレッチやウォーキングなどの軽い運動は、こころの健康を保つのに役立ちます。

心身の緊張をときほぐす リラクゼーション



ヨガや腹式呼吸、アロマテラピーなどは心身の緊張を解きほぐして、リラックス効果をもたらします。

親しい人たちと交流を持つ



家族や仲のよい友達とおしゃべりをしたり、一緒に食事をしたりして、気分転換を図ることも大切です。

趣味に打ち込む時間をつくる



スポーツや音楽、美術鑑賞などの趣味を見つけ、没頭できる時間をつくりましょう。

おすすめ！簡単ストレッチ

ちょっとしたスキマ時間にできるストレッチを習慣にして、ストレス解消に役立てましょう。



1

腕を伸ばして体を後ろにひねり、イスの背もたれをつかむ。



2

両手を組んで上に伸ばしながら、胸を張る。



3

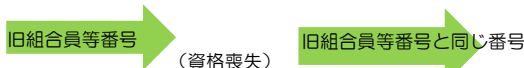
両手を組んで前へ伸ばし、おへそをのぞき込むようにして背中を丸める。

県互助組合への加入手続について

公立学校共済組合の資格を取得された方は、互助組合に加入できます！（一部市町費等の職員を除く。）

- 1 提出書類 **任用に応じた「㊦加入申込書」**（共済組合員等番号が変更となった場合は、提出が必要です。）
- 2 提出期限 共済組合員資格取得日から **20 日以内（必着）**

◎ 引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

パターン別事例		加入手続時の注意事項
市町費職員	異動に伴い共済組合員等番号が変わったとき 例. (県費職員) → (市町費職員) 	・異動先が県互助組合に加入できる市町に限りま ・互助組合に加入を希望する方は、新規取得された共済組合員等番号で、再度、㊦加入申込書を共済組合員資格取得日から 20 日以内（互助組合必着）に提出してください。
任期付職員	任期満了後に違う任用形態で任用され、共済組合員等番号が変わったとき 例. (任期付職員) → (臨時的任用職員) 	
臨時的任用職員及び会計年度任用職員	共済組合員等番号は同じだが退職（共済組合員証を返納）した後、日を空けて任用されたときや、日を空けないで任用されたが、共済組合員等番号が変わったとき 例. (臨時的任用職員) → (臨時的任用職員)  (資格喪失) (県費負担の会計年度任用職員) → (県費負担の会計年度任用職員)  ※ 県費負担の会計年度任用職員は、任用毎に必ず新たな共済組合員等番号になりますので、任用更新を除き、加入の手続きが必要です。	・任用期間に定めのある組合員は、貸付事業及びリフレッシュ給付金事業は対象外です。 ・共済組合員資格を取得し互助組合に加入を希望する方は、再度、㊦加入申込書を共済組合員資格取得日から 20 日以内（互助組合必着）に提出してください。
再任用職員	定年退職後、再任用職員になったとき 例. (現職職員) → (再任用職員) 	

- (※1) ㊦加入申込書は[互助組合のホームページ](https://www.gojo.or.jp/) (https://www.gojo.or.jp/) からダウンロードしてください。
- (※2) ㊦加入申込書の提出は、郵便事情等に注意して早めに提出してください。
- (※3) 互助組合の退職医療制度加入者は、加入できません。

退職時の手続 ～退職後、再任用される方も退会手続が必要です！

退職、異動及び任用形態の変更等により、共済組合員等番号が変更されるような場合は、退会手続が必要です。

次のフロー図の質問項目の「a」又は「b」で回答を進めると、提出書類の種類「A」～「H」が分かります。

御自身に必要な書類を期限内に提出してください。

Start!

あなたは？

a 県費負担職員（任用期間に定めのあるものを除く。）又は市町費職員で組合員番号がP・Zから始まる職員

b 県費の臨時的任用職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員又は市町費職員で組合員番号がQ・Lから始まる職員

退職・異動後は？

a 再就職し、再び公立学校共済組合員となる（任意継続組合員を除く。）。

b 再就職しない。/民間へ就職する。/公立学校教職員として再就職するが、公立学校共済組合の任意継続組合員となる、又は、公立学校共済組合以外の医療保険制度に加入する。

退職・異動後は？

a 再就職し、再び公立学校共済組合員となる（任意継続組合員を除く。）。

b 再就職しない。/民間へ就職する。/公立学校教職員として再就職するが、公立学校共済組合の任意継続組合員となる、又は、公立学校共済組合以外の医療保険制度に加入する。

互助組合の現職制度に再度加入する？

〔※広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。〕

a 再加入する。
b 再加入しない。

退職医療制度に加入する？

a 加入する。
b 加入しない。

互助組合の現職制度に再度加入する？

〔※広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。〕

a 再加入する。
b 再加入しない。

退職医療制度に加入する？

a 加入する。
b 加入しない。

次の任用は、有期職員（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員）？

a はい。 b いいえ

次の任用は、有期職員（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員）？

a はい。 b いいえ

A

B

C

D

E

F

G

H

結果は次頁へ！ →

結果は・・・

- ・Aの方 ㊤退会給付金請求書、有期職員用㊤加入申込書（共済組合員資格取得日から 20 日以内必着）
- ・Bの方 ㊤退会給付金請求書、会計年度任用職員用㊤加入申込書（共済組合員資格取得日から 20 日以内必着）
- ・Cの方 ㊤退会給付金請求書、㊤退職医療組合員申出書（退職日から 30 日以内必着）
- ・Dの方 ㊤退会給付金請求書
- ・Eの方 有期職員用㊤加入申込書（共済組合員資格取得日から 20 日以内必着）
- ・Fの方 会計年度任用職員用㊤加入申込書（共済組合員資格取得日から 20 日以内必着）
- ・Gの方 ㊤退職医療組合員申出書（退職日から 30 日以内必着）
- ・Hの方 提出書類なし

1 提出書類について

- (1) ㊤退会給付金請求書を提出すると、給付金が振り込まれます。ただし、「県費の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費で組合員証番号の1桁目が「L」又は「Q」の方」は、退会給付金の対象となる掛金を徴収していないので、㊤退会給付金請求書の提出は不要です。
- (2) 退職医療制度とは、退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業を実施する任意加入の終身医療制度です。
- (3) 退職（退会）後に、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務し、公立学校共済組合員資格を取得する方は、再度、互助組合の現職制度に加入することができます（ただし、任意継続組合員を除く。）。
また、公立学校共済組合員等番号が変更された場合や、期間を空けて採用された場合も、その都度加入申込書の提出が必要です。
- (4) 受取口座を現職時に届出されている給付金受取口座以外の口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付してください。

※ 退職医療制度の加入者は、現職制度に加入できません。

※ 広島市費の方は、現職制度については、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。

※ 加入申込書の様式は3種類ありますが、短時間勤務会計年度任用職員は「㊤加入申込書 短時間勤務会計年度任用職員」を、その他の有期職員は「㊤加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員」をダウンロードしてください。

※ 所属長の署名を受けて、共済組合員資格取得日から 20 日以内に互助組合に提出（必着）してください。

お願い

- ・ 加入申込書は、郵便事情を考慮して早めに送付し、20 日以内に確実に互助組合へ到着するようにしてください。
- ・ 加入申込書の提出が必要かどうか分からない場合は、20 日以内に提出できるように早めに互助組合に照会等してください。

ただし、共済組合が組合員資格を認定している関係上、互助組合で提出に係る判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

● 退職を迎える互助組合員の皆様へ ●

退職後の医療費（外来・入院の負担）も 人間ドックも 安心！

～退職医療制度に加入しませんか～

退職後も互助組合の「退職医療制度」がサポート！

退職医療制度は、退職後の医療費の自己負担額を軽減する療養補助金の給付を中心に、人間ドックの助成など、皆様の退職後の生活をサポートする互助組合独自の制度です。

退職後に直面すること

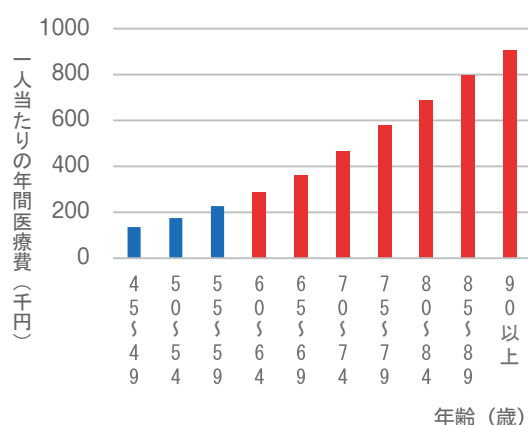
- ・収入が大きく減少します
- ・退職後は現職中に受けられていた福利厚生がなくなります

〔病院や薬局の受診・調剤の際に受けられた医療給付、人間ドックの費用助成など〕

一方で

- ・70歳になるまで医療費の自己負担割合は現職時と同じです^(注)
- ・医療費は年齢が上がると右肩上がりに…

(参考)



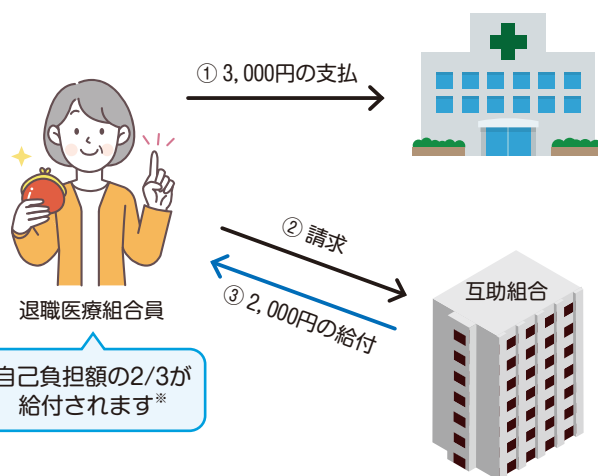
「令和3（2021）年度 国民医療費の概況」（厚生労働省）を加工して作成

退職医療制度に加入していると

病院での外来受診や入院、薬局での調剤を受けたときなどに、公的医療保険診療にかかる医療費総額（10割分）の2割を満70歳に達した年度末まで給付します！

《療養補助金》

(例) 公的医療保険診療にかかる総額1万円（10割分）、患者負担3割（3千円）の場合



※月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に63,600円を上限に給付

※自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付

(注) 医療費の自己負担割合は、69歳まで3割、70歳から74歳まで2割、75歳以上1割

民間の医療保険にはない医療補助でサポート！

退職医療制度の療養補助金は、入院だけでなく公的医療保険適用の日常の通院や調剤（薬代）、歯科診療なども対象となり、民間の医療保険にはない制度です！

また、加入時の疾病等の有無を問いませんので、退職時に互助組合員の方ならどなたでも加入できます。

その他の事業は一生涯を通して利用できます！

入院助成金

1年度
60日分上限



引き続き7日以上入院したとき、日額1,000円を給付

1日人間ドック助成

毎年度1回



1日人間ドックの
自己負担額が3分の2程度に
抑えられます

互助組合が募集する人間ドックの
健診料のうち12,000円を助成。

【健診機関】

広島市に7か所、福山市・三次市・東
広島市に各2か所、呉市・三原市・尾
道市・庄原市・廿日市市に各1か所

慶祝金



長寿年齢に達したときに、お祝い
金10,000円^(注)を給付

(注) 令和7年4月以降

健康記念



満70歳の年度末まで療養補助金未
受給の場合、30,000円を給付

死亡弔慰金



組合員が亡くなったときに、加入
期間に応じた金額を遺族に給付

退職医療制度への加入方法は？

○加入資格…退職日の翌日の年齢が満45歳以上の互助組合員

○加入申込…**退職後30日以内に「㊤退職医療組合員申出書」**に、給付金受取口座の通帳コピーを付けて互
助組合に提出。

※退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、退会給付金の給付対象の方（共済組合員等番号が数
字のみの方、P又はZから始まる番号の方）は「㊤退会給付金請求書」と併せて提出してください。

○掛 金…退職日の翌日の満年齢に該当する掛金額を一括納入（下表参照）

年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)
45	1,731,000	52	1,214,000	59	732,000	66	328,000
46	1,656,000	53	1,134,000	60	675,000	67	269,000
47	1,584,000	54	1,057,000	61	614,000	68	212,000
48	1,514,000	55	983,000	62	554,000	69	156,000
49	1,447,000	56	917,000	63	497,000		
50	1,382,000	57	853,000	64	442,000		
51	1,297,000	58	791,000	65	389,000		

※注意事項

- ・各事業の補助金・給付金は、所定の請求書による組合員の方の請求に基づき給付します。
- ・加入後の退会はできません（納入された掛金の返金もできません。）。

問合せ先

一般財団法人広島県教育職員互助組合 (082) 228-1386